令和7年度　公立小浜病院組合人事行政の運営等の状況の公表

公立小浜病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和8年9月30日 条例第5号）第5条の規定に基づき、令和7年度の人事行政運営等の状況について次のとおり公表します。
・一部、令和8年4月1日現在の状況を公表しています。

1．職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の採用・退職の状況（令和7年4月2日から令和8年4月1日まで）

職種	R7.4.1現在	期間内の退職者	期間内の採用者	R8.4.1現在
医師	57人	17人	19人	59人
医療技術職	123人	4人	9人	128人
看護職	311人	16人	12人	306人
事務職	60人	5人	4人	59人
技能労務職	101人	3人	5人	103人
合計	652人	45人	49人	655人

※再任用職員（短時間勤務を除く）を含み、会計年度任用職員及び任期付職員を含まない
※看護職について、令和7年4月1日現在の職員数に期間内の採用者数を加え、退職者数を差し引いた人数と、令和8年4月1日現在の職員数との差1人は、再任用職員が勤務形態を変更したことによるもの

（2）（1）以外の職員（令和8年4月1日時点）

区分	人数	備考
再任用職員（短時間）	5人	暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員
会計年度任用職員（フルタイム）	85人	法第22条の2第1項第2号に掲げる職員
会計年度任用職員（パートタイム）	83人	法第22条の2第1項第1号に掲げる職員
委託契約職員	18人	臨床研修医含む
合計	191人	

（3）事由別退職者数（令和7年4月2日から令和8年4月1日まで）

定年退職	普通退職	免職	失職	合計
0人	45人	0人	0人	45人

※普通退職には、勧奨退職を含む

（4）年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）

職種	～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳
医師	0人	2人	10人	13人	8人	4人
医療技術職	3人	16人	19人	12人	12人	17人
看護職	34人	31人	23人	27人	32人	28人
事務職	5人	6人	1人	3人	0人	4人
技能労務職	1人	2人	1人	5人	5人	16人
合計	43人	57人	54人	60人	57人	69人

職種	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
医師	2人	4人	6人	2人	8人	59人
医療技術職	12人	16人	9人	9人	3人	128人
看護職	38人	34人	28人	15人	16人	306人
事務職	15人	11人	7人	6人	1人	59人
技能労務職	26人	15人	15人	10人	7人	103人
合計	93人	80人	65人	42人	35人	655人

※再任用職員（短時間勤務を除く）を含み、会計年度任用職員及び任期付職員を含まない

（5）職員の競争試験及び選考の状況（令和7年4月～令和8年3月実施分）

職種	受験者数(a)	合格者数(b)	合格率(b/a)
診療放射線技師	4人	1人	25.0%
臨床検査技師	1人	0人	0.0%
理学療法士	2人	1人	50.0%
作業療法士	2人	1人	50.0%
言語聴覚士	1人	1人	100.0%
栄養士	1人	1人	100.0%
臨床工学技士	1人	1人	100.0%
視能訓練士	1人	1人	100.0%
歯科衛生士	7人	2人	28.6%
看護師	12人	12人	100.0%
事務職員	4人	4人	100.0%
調理師	2人	2人	100.0%
介護福祉士	1人	1人	100.0%
看護補助員	2人	2人	100.0%
計	41人	30人	73.2%

※合格者数は、採用試験に合格し当組合へ入職した人数を記載

2. 職員の人事評価の状況

職員のモチベーションの維持・向上や人材の育成を目的として、業務のプロセスを評価する“行動評価”、年度当初に設定した目標に対する達成度を評価する“個人目標達成度評価”を実施している。
また、令和8年度より“人事部”を設置し、運用内容の見直しを行うとともに、評価結果の処遇等への反映に取り組むこととした。

3. 職員の給与の状況

◎総括

（1）人件費の状況（決算）税抜

区分	支出額A	人件費B	人件費比率（B/A）
令和7年度	11,060,285千円	6,529,190千円	59.0%

（2）職員給与の状況（決算）税抜

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
令和7年度	835人	2,954,050千円	1,191,550千円	1,115,257千円	5,260,857千円	6,300千円

※職員手当には退職手当を含まない

◎職員の平均給料の月額、初任給などの状況

（1）職員の平均年齢及び平均給料の月額の状況（令和8年4月1日現在）

職種	平均給料の月額	平均年齢
医師	480,688円	42.1歳
医療技術職	315,455円	39.9歳
看護職	322,458円	40.0歳
事務職	318,176円	43.6歳
技能労務職	274,124円	47.1歳

※「平均給料の月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員（一般職の職員で派遣職員を除く）の基本給の平均をいう（各種手当は含まない）

（2）職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		月額
医師	大学6卒	355,700円
医療技術職	大学6卒	256,000円
	大学卒	239,800円
	短大3卒	232,900円
	短大2卒	216,900円
看護職	助産師・保健師	266,900円
	看護師	263,400円
	准看護師	221,700円
事務職	大学卒	225,600円
	短大2・3卒	213,100円
	高卒	200,300円
技能労務職	ボイラー技士、調理師、電話交換手、介護福祉士	240,400円
	技師補、看護補助員、介護職員、医師事務作業補助者、外来診療補助員	205,000円
	用務員、調理補助員	198,200円

（3）職員の級別分布の状況（令和8年4月1日現在）

職種		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
医師	職員数	17人	10人	25人	7人			59人
	構成比	28.8%	16.9%	42.4%	11.9%			100.0%
医療技術職	職員数	3人	36人	21人	18人	47人	3人	128人
	構成比	2.3%	28.1%	16.4%	14.1%	36.7%	2.3%	100.0%
看護職	職員数	1人	80人	49人	83人	86人	7人	306人
	構成比	0.3%	26.1%	16.0%	27.1%	28.1%	2.3%	100.0%
事務職	職員数	15人	6人	8人	19人	4人	7人	59人
	構成比	25.4%	10.2%	13.6%	32.2%	6.8%	11.9%	100.0%
技能労務職	職員数	12人	14人	44人	33人			103人
	構成比	11.7%	13.6%	42.7%	32.0%			100.0%

◎職員手当の状況（令和7年度の状況）

（1）期末手当、勤勉手当

区分	公立小浜病院組合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.525月分	1.925月分	2.525月分	2.125月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の等級による加算		職制上の段階、職務の等級による加算	

（2）退職手当（令和8年4月1日現在）

区分	公立小浜病院組合		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		定年前早期退職の特例措置 2～45%加算	
1人当り平均支給額	2,469,750円		－	

※1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給した額の平均

（3）特殊勤務手当

区分	実績
支給実績（令和7年度決算）	191,479千円
支給職員一人当りの平均支給月額（令和7年4月実績）	27,718円
職員全体に占める支給職員の割合（令和7年4月実績）	78.3%
手当の種類（手当数）	8

○主な特殊勤務手当の内容

手当の名称	支給単位等
特殊な業務に従事する職員の手当	規則で定める
結核患者等の看護等に従事する職員の手当	従事した日1日につき200円
放射線取り扱い作業に従事する職員の手当	従事した日1日につき200円
細菌の検査、研究等に従事する職員の手当	従事した日1日につき200円
病院および介護老人保健施設において深夜看護、深夜介護に従事する職員の手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合においては夜勤1回6,800円、2時間未満の夜勤1回2,000円、2時間以上4時間未満の夜勤1回2,900円、4時間以上の夜勤1回3,300円
高度の医学研究に従事する医師および歯科医師の手当	月額50,000円以内
救急医療等の業務に従事する職員の手当	勤務1回1,240円
看護学生の教育に従事する職員の手当	月額3,000円以内

（4）超過勤務手当

区分	令和7年度
支給実績	331,931千円
職員1人当りの平均支給額(年額)	397,522円

（5）その他主な手当

手当名	内容及び支給単位	国
扶養手当	国と同じ	子　13,000円 父母等　6,500円 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までにある子は5,000円加算
初任給調整手当	医師及び歯科医師のみ支給 規則で定める区分に応じて支給 月額88,400～370,400円の範囲内	医師等の採用による欠員補充が困難である職種に採用となった職員へ支給 規則で定める区分に応じて支給 地域に応じ月額417,600円の範囲内
住居手当	借家・借間で月額16,000円を超える家賃を支払っている場合 （月額27,000円以下） 家賃の月額から16,000円を差し引いた額 （月額27,000円超過） 家賃の月額から27,000円を差し引いた額の2分の1に11,000円を加算した額（2分の1の額は17,000円が限度） 自宅：なし	借家：家賃に応じ28,000円を限度に支給（家賃が16,000円を超える場合） 自宅：なし
通勤手当	交通機関利用の場合：支給単位期間の通勤に要する運賃相当額（1円未満切捨）定期券もしくは回数券での支給 自動車等利用の場合：通勤距離に応じて2,000円から66,400円を支給	交通機関利用の場合：6箇月定期券等の価額により支給 自動車等利用の場合：通勤距離に応じて2,000円から66,400円を支給 駐車場等利用の場合：利用料金等の価額（上限5,000円）を毎月支給 （自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員に支給）
管理職手当	－	管理または監督の地位にある職員に支給俸給表別、職務の級別、俸級の特別調整額の区分別に定められた額を支給
職務手当	病院常勤の医師及び組合長が特に定める職員に対し、規則で定める範囲内で支給 （組合長が定める職員：課長補佐、主任薬剤師、主任看護師等課長補佐級以上の職員）	－

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和8年4月1日現在）

（1）勤務時間	月曜日から金曜日まで　週38.75時間 午前8時30分から午後5時15分(7.75時間)	
（2）休憩時間	午後0時00分～午後1時00分	
（3）週休日	土曜日・日曜日	
（4）休日	①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始（12月29日～1月3日）	
（5）休暇等	年次休暇	1年度につき20日 採用された年は、その採用の月により2日から20日
	病気休暇	公務上の負傷または病気の場合 その療養に必要と認める期間 その他の負傷または病気の場合 90日の範囲内において、その療養に必要と認める期間
	特別休暇	（有給）※下記の表を参照
	介護休暇	（取得時間分減額）
	育児休業	（無給）
	育児部分休業	（取得時間分減額）

※（1）から（4）までは、非交替制勤務の場合

○主な特別休暇の内容

休暇を受ける理由	期間
（産前） 女性職員が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の場合	出産の日までの請求した期間
（産後） 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）
（妻の出産） 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間のうち2日の範囲内の期間（ただし、休暇の単位は、1日または1時間とする。）
（育児参加） 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間のうち5日の範囲内の期間（ただし、休暇の単位は、1日または1時間とする。）
（健康診査） 妊娠中または出産後1年以内に女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、人娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産まではその間に1回（医師または助産師の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき、その都度必要と認める期間
（母胎保護） 妊娠中の女子職員が請求した場合において、次のいずれかに該当するとき。 ア　その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められるとき。 イ　その者の業務が母体または胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	ア　始業時間・就業時間の前後1日1時間以内 イ　当該職員が適宜休息し、または補食するために必要な時間
（結婚） 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	組合長の定める期間内における5日以内
（忌引） 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	続柄によって連続する7日以内
（夏季） 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の6月から9月までの期間内における週休日、休日および代休日を除いて3日以内
（ボランティア活動） 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動等、社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年において5日以内
（子の看護等） 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子の世話もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして組合長が定める事由に伴うその子の世話を行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち組合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合	1年において5日以内、子が2人以上の場合には10日以内（ただし、休暇の単位は、1日または1時間とする。）
（短期介護） 要介護者の介護、世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日以内、要介護者が2人以上の場合には10日以内（ただし、休暇の単位は、1日または1時間とする。）
（不妊治療） 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において6日以内

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（令和7年度）

区分	件数
免職	0件
休職	0件
降任	0件
降給	0件

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことをいう

（2）懲戒処分者数（令和7年度）

区分	件数
免職	0件
停職	0件
減給	0件
戒告	0件

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における法律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として処分を行うことをいう

6. 職員の服務の状況

（1）休暇等の取得状況

休暇等	令和7年度
病気休暇	231件
介護休暇	0件
育児休業	27件
育児部分休業	48件

※病気休暇は延べ人数を記載

※育児休業は令和7年度中の新規申請分

（2）男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性職員	50.0%
女性職員	96.0%

7. 職員の研修の状況

（1）主な内部研修

研修名	対象職員
新入職員研修	新入職員
医療安全研修	全職員
院内感染対策研修	全職員
接遇研修	全職員

※この他にも、各施設や各職種にて研修会を実施している

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和7年度）

（1）職員の健康診断の状況

区分	期間	受診機関	健診内容
定期健康診断	6月1日から7月10日まで	杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院	身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力・血圧・血液検査・尿検査 ・胸部X線・心電図・便潜血

（2）公務災害の発生状況

区分	件数
公務上の災害	15件
通勤による災害	0件

（3）勤務条件に関する措置要求の状況（令和7年度）

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中の終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

（4）不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和7年度）

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中の終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件